

日 時：令和5年6月1日（木）13：30～14：30

場 所：柳井市役所3階大会議室

出席者：井原健太郎、河村良太郎、河合貴志、笹木徹信、崎原孝就、守田達夫、沖永佳則、田中一美、児玉良弘、堀内洋、滝山絹代、黒瀬さおり、蔦真（館昭憲代理）、岡原文隆、高林尚弘（小野理代理）、笠松英明、桝木則光、榊原弘之、山口亮、切戸泰、渡邊昭博、國田雅之、末廣和孝、新宅賢悟

欠席者：鈴木喜義、磯本貴美子、三浦道人

事務局：出相貴裕（経済部次長）、酒井正樹（商工観光課長）、磯部理子（商工観光課長補佐）地久里真人（商工観光課主査）、南寛之（商工観光課主査）

1 開会あいさつ

市長あいさつ

昨年10月から伊陸地区、阿月地区で予約制乗合タクシーをスタートした。この両地区の乗合タクシーの運行が順調に進んでいる。

本日は、令和6年度の地域内フィーダー系統確保維持計画の策定について議論いただくということになる。本市では、旧柳井商業高等学校跡地に複合図書館の建設を進めており、昨日初めて内部を見学した。今までは机上でパース図を見るのみであったが、現場に行ってみると、これはすごいことになるかと改めて完成が楽しみになった。皆様も大いに期待いただきたいと思う。

複合図書館の開館は来年の春で、複合図書館のほか、バタフライアリーナや文化福祉会館、アクティブやない、サンビームやない等、これら「防災・文教・交流ゾーン」と呼ばれる地域についても、予約制乗合タクシーの乗降場所にすることについて、各地区の皆さんにご相談させていただき、ご提案させていただければと考えている。

出席状況報告

委員数26名のうち、出席者23名、委任状提出者2名、欠席者1名、本会議設置要綱第6条の規定により本会議は成立していることを事務局より報告。

2 議題

（1）会長及び職務代理者の選任について

榊原弘之氏を会長、國田雅之氏を職務代理者に選任することを承認。

榊原会長あいさつ

この会議の位置づけ、目的について少しご説明させていただくと、かつては鉄道、バス、タクシー等は事業者の自由競争であったが、この20年ほどで公共交通は非常に厳しい状況になった。赤字の問題もそうだが、昨今では運転士不足の状況が続いている。そのような流れの中で、国も事業者任せだけではいけないという問題意識を持ち、自治体が公共交通について責任を持つという形ができた。

地域公共交通会議は法に定められた協議会であり、例えば、バス事業者、タクシー事業者、利用者の代表、それから国土交通省の中国運輸局、運行事業者の労働組合、ほか、道路管理者、警察、JR、航路、県等、公共交通に関わる全ての関係者がこの会議に参加している。

事業者間の競争も大事だが、やはり厳しい状況の中において、関係者で協力して、少しでもよい状況、よい移動手段の実現を目指すことがこの会議の理念となっている。

本日もいくつか議題があるが、補助制度の活用や運行ダイヤの変更、場合によっては新路線の設定や廃止等、この場で議論できるようになっている。その意味ではとても大切な制度、枠組みなので、皆さん是非それぞれの立場からご意見いただければと思う。

(2) 令和 6 年度地域内フィーダー系統確保維持計画の策定について

資料 1 を事務局より説明

- ・ P2 フィーダー系統対象地区（日積地区、大畠地区、伊陸地区、阿月地区）の概要
- ・ P3、4 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
- ・ P5 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

委員 A

目標数値について、伊陸地区、阿月地区は前年実績がないと思うが、今年度のこれまでの期間の実績を基に目標を設定しているのか。

事務局

両地区は運行開始の令和 4 年 10 月から令和 5 年 4 月までの実績を基に数値を設定している。

地域内フィーダー系統確保維持計画の策定について、記載の不備を修正の上、資料 1 の内容で国に申請することを承認。

3 報告

(1) 予約制乗合タクシーの運行状況について

資料 2 を事務局より説明

- ・ 令和 4 年 10 月から令和 5 年 4 月までの各地区の運行回数、利用者数、複数乗車率、利用形態別利用者数、乗降場所別利用者数、収支状況の説明
- ・ 日積地区、大畠地区における年度別運行回数、年度別利用者数の推移を説明

委員 B

日積地区の年度別の推移について、令和 3 年度の運行回数、利用者数が飛躍的に伸びている。要因、運行上の工夫等があればご教示いただきたい。

事務局

令和 2 年度までは路線バスが一部運行していたこともあり、乗合タクシーの運行便数が 5 便であった。令和 3 年度からは路線バスが全面廃止され、乗合タクシーの運行便数が 7 便に増便された。また、運賃についても協議の上、500 円に値下げしている。これらが要因となって運行回数、利用者数が伸びていると考えられる。

(2) 柳井市地域公共交通会議の移行について

資料 3 を事務局より説明

- ・ 活性化再生法の改正により、柳井市地域公共交通会議を市の附属機関から任意団体へ移行する旨の説明
- ・ 任意団体へ移行することに伴い各種規約及び口座の開設等が必要となる旨の説明

委員 B

任意団体の場合、口座の名義は代表者が代わる度に名義変更が必要となるため不便になることがあると思うが、将来的には法人格を持つ予定等はあるか。

事務局

法人格を持つ予定は今のところないが、将来的に必要となることが生じれば協議の必要がある。口座名義については金融機関と相談して事務が煩雑にならないような手段を考えたい。また、事務局は引き続き市商工観光課が担うこととなる。

閉会